

徳島中央広域連合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和 7 年 4 月
徳島中央広域連合

目 次

1	背景	1
(1)	気候変動の影響	
(2)	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3)	地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2	基本的事項	2
(1)	目的	
(2)	対象とする範囲	
(3)	対象とする温室効果ガス	
(4)	計画期間	
(5)	上位計画及び関連計画との位置付け	
3	温室効果ガスの排出状況	3
4	温室効果ガスの排出削減目標	5
5	目標達成に向けた取組	5
(1)	取組の基本方針	
(2)	具体的な取組内容	
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1)	推進体制	
(2)	実施状況等の把握	
(3)	進捗状況の公表	

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2021年（令和3年）8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化は地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げて、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

我が国は、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。地球温暖化対策推進法により、すべての地方公共団体が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の

裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

さらに、2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

2 基本的事項

(1) 目的

徳島中央広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本広域連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本広域連合の全ての事務・事業とします。対象となる施設の一覧を表 1 に示します。

表 1 計画対象施設一覧

施設名称	所在地
事務局	吉野川市鴨島町上下島 2 1 番地 1
消防本部・東消防署	吉野川市鴨島町上下島 2 1 番地 1
中消防署	阿波市土成町秋月字月成 1 2 番地
西消防署	吉野川市山川町三島 3 0 番地 7
美郷前進基地局	吉野川市山川町浦山 3 1 番地

(3) 対象とする温室効果ガス

本広域連合には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄ や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、本広域連合が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

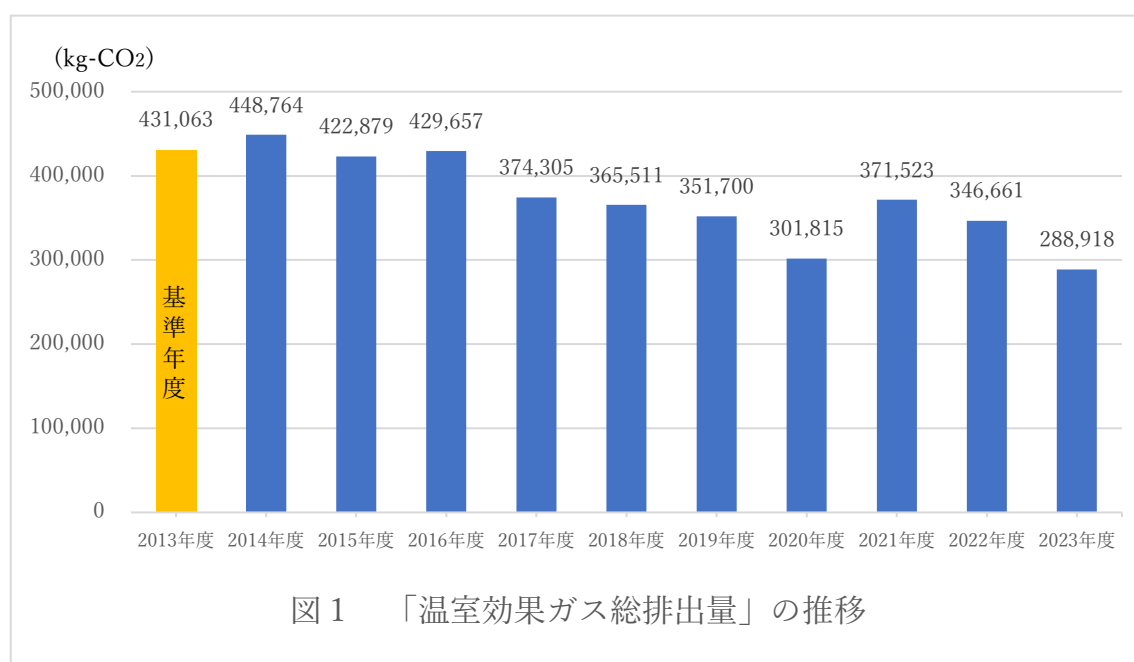
基準年度を2013年度（平成25年度）とし、2025年度（令和7年度）から2030年度（令和12年度）までを計画期間とします。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の定める地球温暖化対策計画に即して策定します。

3 温室効果ガスの排出状況

本広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、431,063 kg-CO₂となっています。



施設別では、消防本部・東消防署が全体の55.2%を占め、次いで中消防署29.4%、西消防署14.9%、事務局0.4%、美郷前進基地局0.2%となっています。

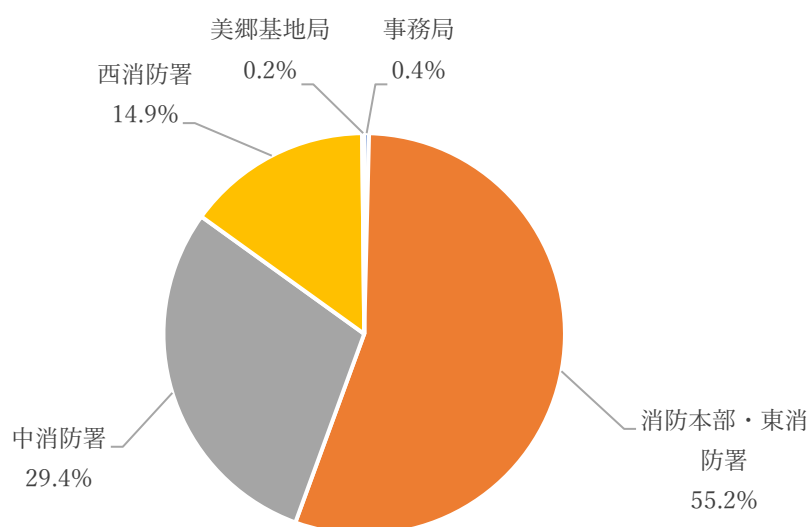


図2 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合
(2013年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の76.0%を占め、次いでガソリン14.2%、軽油8.2%、灯油1.2%、LPG0.3%となっています。

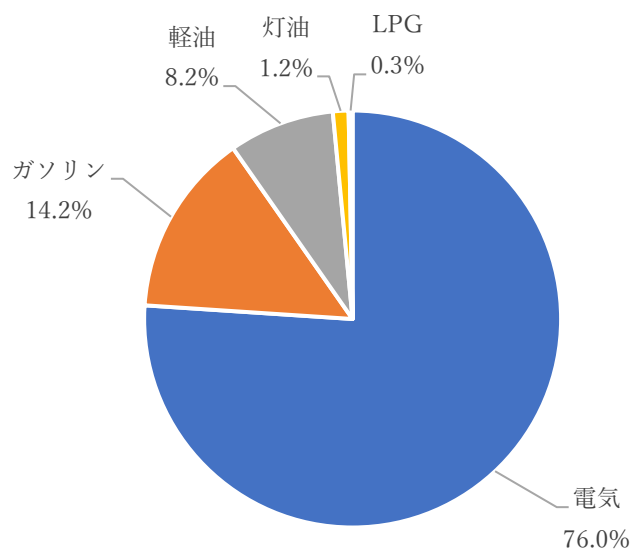


図3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合
(2013年度)

4 温室効果ガスの排出削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 46%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	431, 063 kg-CO ₂	232, 774 kg-CO ₂
削減率	—	46%

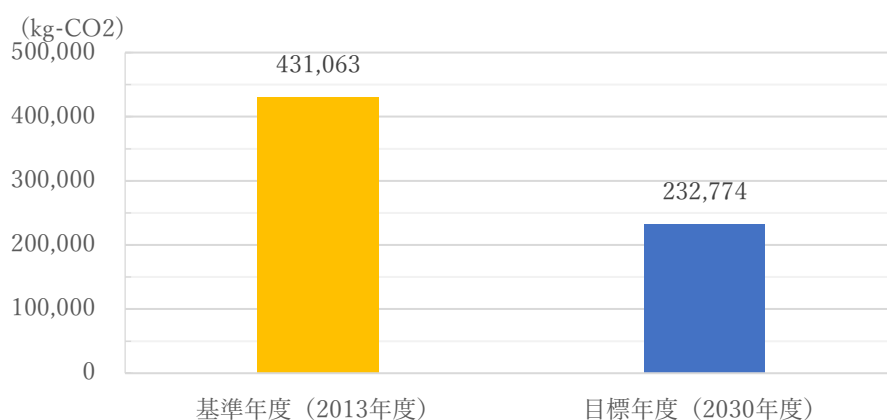


図 4 温室効果ガスの排出目標

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

本広域連合の温室効果ガスの排出要因については、電気、ガソリン及び軽油で 90%以上を占めていますが、ガソリン及び軽油は消防車両及び資機材の燃料として使用されているもので、消防活動上欠かすことのできないものです。

火災、救急等の各種災害出動の発生件数や活動時間等は意図しない範疇であることから、ガソリン、軽油の使用量削減については努力することとし、電気使用量、灯油使用量、LPG 使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ 燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・ 施設等の照明のLED化を進めます。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ 用紙の節減、節水、ゴミの減量に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車（緊急車両を除く）を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・ 地球温暖化対策推進責任者による職員への啓発活動に取り組みます。
- ・ 不要な照明を消灯し、節電に努めます。
- ・ 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・ 緊急車両以外の公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・ 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・ Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を実施・運用していくためには、所属単位で取組を推進していく必要があることから、以下の推進体制により取り組んでいくこととします。

- ① 本計画の事務局を総務課におく。
- ② 各所属長は、計画の内容・取組目標について職員への周知を図り、職員一人一人が目標達成に向けた取組を行っていくものとします。

(2) 実施状況等の把握

事務局は、毎年度、本計画の実施状況を取りまとめるため、各所属の取組状況の調査を行い、温室効果ガスの総排出量を算定するものとする。

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、徳島中央広域連合のホームページ等で公表します。